

第 5 回 野辺地町新庁舎建設検討委員会会議録【要旨】		日 時	平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日（水） 1 5：0 0～1 6：4 0
		場 所	中央公民館 第 3 会議室
出席者	委員 1 2 名（欠席 2 名）、事務局 6 名		
議 事	1 第 4 回検討委員会会議録について 2 新庁舎建設候補地の評価について		
会議経過			
1．開会 （総務課長挨拶） 本日の会議において、委員それぞれから建設候補地の評価をしていただくことになっているが、検討委員会として基本構想案に搭載する新庁舎の建設地を決定していただければと考えている。 前回委員から、もっと多くの町民から御意見をいただくためパブリックコメントを実施してほしいという提案があったが、これについて関係課で協議し、基本構想案の答申を受けたあとに実施することとした。様々な角度において意見をいただき、町民の御理解を深めていきたいと考えている。 また、11 月 17 日に議会全員協議会を開催していただき、建設地を含めた基本構想案を議員に示し意見をいただくこととしている。 いずれにしても、国の財政支援の市町村役場機能緊急保全事業の事業実施期限である平成 32 年度までに事業を完了することを最優先に考えているので、委員の御理解をお願いしたい。			
2．議事			
(1)第 4 回検討委員会会議録について 第 4 回検討委員会会議録【要旨】（資料 1）の内容について確認した。 ・修正 1 件			
(2)新庁舎建設候補地の評価について ①候補地別概算事業費について（資料 2） （事務局説明） 概算事業を算出する上で想定した設計条件として、新庁舎の完成時期を平成 32 年 12 月末とした。これは各種申請や異動が少なく、年末年始の引越を考慮してのものである。庁舎規模については 3,500 m ² 、公用車車庫・倉庫として 500 m ² 、駐車台数を 100 台、駐輪台数を 50 台と想定した。 また、用地図については、現庁舎敷地の検討では、施工方法は何通りかあるかと思うが、仮設庁舎を設けず、元の田清さん跡地と鷹場さんの車庫用地を買収することとして計画した。敷地はほぼ正方形で良いが、庁舎建設となると狭あいであるため 4 階建てとした。新庁舎完成後に既存庁舎から引っ越し、その後既存庁舎を解体し、その跡地に公用車車庫や来客用の駐車場を建設するものとした。ただし、階数が高くなると階段やトイレ、エレベーター、エレベーターホールなどの共有部の割合が大きくなるため、他の候補地に建設する場合の庁舎面積よりも 200 m ² 大きい概算事業費となっ			

ている。

野辺地小学校グラウンド敷地の検討では、現在グラウンドの南側にある校長住宅等を解体してその場所に庁舎を建設し、東側の愛宕公園駐車場側を公用車車庫及び来客用駐車スペースとして計画した。

町立体育館敷地の検討では、既存の体育館の前に庁舎と公用車車庫を建設し、国体終了後に体育館を解体し駐車スペースを確保するものとした。

新町前田商事所有地の検討では、ここには工作物や建築物がないので比較的自由に建設場所を検討できるかと思われる。庁舎は2階から3階程度のものを想定しており、車庫を西側に配置することで検討した。

1 ページの概算事業費であるが、「1 設計費」については庁舎・車庫の設計の他、測量費、地質調査費、外構設計費が含まれている。これは4箇所の候補地とも同額である。

「2 工事監理費」には庁舎・車庫及び外構の工事の監理費が計上されている。これも4箇所の候補地とも同額である。

「3 工事費」は、野辺地小学校敷地、町立体育館敷地、新町前田商事所有地では15億7千5百万円となり、これには建築工事費と外構工事費が含まれている。現庁舎敷地の場合は先ほどのとおり面積を200㎡大きく見込んでいるので、1㎡当たり単価36万5千円を乗じた7千3百万円が他の候補地の工事費より多くなっている。

「4 用地買収費」では、現庁舎敷地については以前庁舎建設を検討したときに相手側から1㎡当たり4万円の提示がされていたものである。新町前田商事所有地についても相手側から提示のあった金額である。端数は切り捨てしている。

「5 備品購入費」は、すべて同額の8千万円で見込んでいる。

「6 各申請手数料」は、確認申請とかそれに伴う構造適合判定申請等の主に県証紙代である。

「8 解体工事費」については、現庁舎敷地の場合、鷹場さんの駐車場車庫の解体費として2百万円を見込んでいるものの建物の補償費は見込んでいない。野辺地小学校敷地では、校長住宅等教員住宅2棟、倉庫2棟の解体費として7百万円を見込んでいる。町立体育館敷地では、既存の体育館の解体費として1億2千万円を見込んでいる。

「9 既存庁舎の解体費用」は、現庁舎敷地に新庁舎を建設する場合は必ず解体が生じるので、下段の総事業費から差し引かないで計上している。

「10 その他」については、現庁舎敷地に新庁舎を建設する場合、どうしても来客用駐車場のスペースが不足するため、2層3段100台分の立体駐車場建設を想定している。野辺地小学校敷地では、愛宕公園駐車場とグラウンドとの高低差が2mから3m程度あることからその段差処理と、校舎南側の道路を拡幅する工事費が見込まれる。町立体育館敷地については、既存体育館の耐用年数がまだ残っているので、解体する場合はまずは耐力度調査を行い、この建物が危険であることを証明しなければ処分が難しいので、その調査費用を計上した。

【委員質問】

現庁舎敷地の場合は4階建て庁舎、新町の場合は3階建てとなっているが、野辺地小学校敷地と町立体育館敷地の場合は何階建てか。

(事務局回答)

2階建て又は3階建てを想定している。

【委員質問】

町立体育館の解体工事費を新庁舎建設事業費の中に入れる必要がないのでは。駐車場に建てるのであれば、既存の体育館には影響しない。

(事務局回答)

国体があれば新庁舎建設と同時に解体することになる。国体の際に練習会場として使用するため、それまではそのままにしておくが、国体が終了すれば必ず解体されることになるので総事業費に含んだものである。

【委員質問】

それであれば、新庁舎建設事業費でなく新体育館建設事業費の工事費に入れたほうが良いのでは。

(事務局回答)

ここで提示しなければ、後になって「解体工事が必要なのになぜ出さなかったのか」という話になるかも知れないので、必要となる工事費等をすべて組み入れたものである。必ず解体されるという前提に立って新庁舎建設事業に係る経費としている。

【委員質問】

最初の話では、町立体育館の駐車場を新庁舎の駐車場として併用するということがあった。新庁舎を建設したとしても町立体育館は壊さないし、新体育館が完成したときに現体育館を解体して駐車場にするということであれば、解体費用は新体育館事業費に入れてはどうかということである。

(事務局回答)

全部の建設候補地において駐車場のスペースは100台分を想定している。町立体育館敷地の場合、既存の体育館を解体しなければ100台分の確保は難しいため、そこも駐車場にするために解体する計画となっている。

前回の検討委員会の際に、既存体育館と新庁舎が併設されている間は、駐車場スペースの確保が困難になるということは説明させていただいている。

【委員質問】

町立体育館の対応年数はどれくらい残っているのか。

(事務局回答)

今現在で20年程度残っている。

【委員質問】

それであれば解体すれば補助金の返還が生じるのか。

(事務局回答)

町立体育館は鉄筋コンクリート造のため対応年数は60年とされており、それが経過するまでは残存価格が存在する。対応年数を全うしていない建物を解体する場合、まずは耐力度調査を実施し、その調査結果で危険性が認められれば解体することができるが、反対に安全性が認められまだ利用できると判断されれば、解体する理由がなくなる。例えば、元の有戸小学校や木明小学校についてはまだ対応年数が残っているものの、耐力度調査に掛かる経費は安くはないためこれまで耐力度調査を実施できずにいる。そのため解体できず、対応年数が経過するのを待っている状態である。

よって、一概に補助金の返還が生じるということではなく、まずは耐力度調査を実施して、その結果を見てからでなければ判断できないものである。

②候補地の評価について（資料３）

（事務局説明）

「評価方法１」は、基本構想の素案の中に載せている評価方法で、町の職員により構成された新庁舎検討会議が、建設候補地を選定するためにとった手法と同じでものであり、それぞれの候補地を評価項目ごとに評価する方法となっているが、評価する内容が、人口重心地や洪水浸水域との距離、また道路との位置関係や用地買収の有無などであることから、その後、事務局で打ち合わせをした際に、このまま検討委員会で評価していただいたとしても、職員による検討会議で判断された評価と、結果にほとんど差異が出ないのではないかといった話が出たことから委員長とも協議をし、事務局からの提案として、別に「評価方法２」を提案させていただくこととした。

「評価方法２」は、４箇所の建設候補地それぞれのメリット・デメリットなどを載せた比較表やこれまでの検討結果などを参考にしながら総合的に判断していただき、それぞれ候補地としての優先順位を付けていただくものである。

「評価方法１」との違いは、個々の評価項目でもって評価して点数化し、その点数を足し上げて評価するか、それとも、個々の評価項目で評価するのではなく、それぞれのメリット・デメリットなどを参考に総合的な観点で評価するか、ということが違いとなる。

どちらの評価方法についても、各委員一人ひとりに評価していただき、その上で、個々の評価を集計した結果に基づき、一番評価の高かった候補地を、基本構想における優先的候補地としていきたいと考えている。

【委員質問】

原子力立地給付金を全額庁舎建設事業に使うのか。新聞報道では一般財源を庁舎建設事業に充てると書かれていた。

（事務局回答）

各家庭や企業に給付されている原子力立地給付金については、平成 30 年度から全額を町が交付金として受け取ることにした。

交付金は庁舎建設費に直接充当することはできないが、使途が認められている消防職員の人件費や給食センターの運営費などに充て、そこで浮いた一般財源を庁舎建設基金に積み立て、それを建設工事費や将来の地方債償還の財源とするものである。

【委員質問】

交付金の額は１億 3 千万円ほどかと思うが、それからどれくらい庁舎建設に使えるのか。

（事務局回答）

平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間は、原子力立地給付金を半額とさせていただき、町への交付金として毎年度約 6 千 6 百万円の交付を受けてきた。これについては、町民との約束で小学校耐震化事業と庁舎建設事業に充てることとした。平成 30 年度からの交付額は約 1 億 2 千 8 百万円となるが、当面はすべて庁舎建設基金に積み立てておくものとする。

【委員意見】

評価するにあたって考える時間がほしいので、一旦持ち帰って 2～3 日後に評価用紙を役場に届けることにしていただきたい。

【委員質問】

「評価方法 1」は点数が出るので単純に足しあげれば結果が出るので見やすいが、「評価方法 2」のほうは例えば「a 候補地」に 3 人が 1 位を付けたが、「b 候補地」には全員が 2 位を付けた場合、どのように優劣を比較するのか。

(事務局回答)

「評価方法 2」については、委員全員が付けた優先順位を単純に足しあげ、合計が一番少ない候補地を最優先候補地としたい。

【委員質問】

町立体育館敷地が洪水浸水域 0.5m 未満に接地しているということであるが、仮にここが候補地に選ばれた場合、このままでは公共の施設は建てられないのでは。建てるのであれば今のまま高さを持たせるのか。

(事務局回答)

町立体育館のところは洪水浸水域ではないが隣接していることから、そういう対応は必要である。

【委員質問】

震災により設けられた国の財政支援で庁舎を建てたのに、川が氾濫して最悪庁舎が浸水する可能性があるということも考えられるのか。

(事務局回答)

可能性はないとは言えない。

【委員意見】

庁舎は災害時の防災拠点となることが重要であることとして国も財政支援するものであり、そのことを考えれば道路のアクセスが課題となる。候補地によっては 3 路線から行けるところと、併設道路が 1 路線しかないところがある。また、80 mm から 100 mm の雨が降って川が氾濫し道路が冠水した場合、一方だけでしか出入りできなくなるとなれば、防災拠点として建てた庁舎が機能しなくなる可能性がある。

※委員による建設候補地の評価について

評価方法については、委員長を除く全委員から意見を伺った結果、「評価方法 2」により行うことに決定した。

各委員はそれぞれ候補地の評価を行い、10 月 30 日までに事務局へ提出するものとし、10 月 31 日に委員長及び副委員長の立会いのもと評価の集計を行うこととした。

また、次回検討委員会の前までに、集計結果の内容及び建設予定地の第 1 候補地が決まったことを前提としての意見・提案を伺うための記入用紙を各委員へ郵送する。

(事務局事務連絡)

資料 3「各候補地評価比較表」に載っていないメリット・デメリットがあったら評価書に記載していただきたい。

いよいよ委員会も終盤になってきたが、答申書の内容としては基本的にはこれまで委員の皆さまから御提案・御意見のあったことを記述したいと考えている。

例えば、防災拠点としての機能を持たせるため、災害備品等の保管場所を十分に確保することとか、誰もが利用しやすい庁舎にするため利用頻度の高い窓口を 1 階に集約することや、高齢者などへの配慮としてエレベーターを設置すること、また、コス

トバランスの観点から、会議室や待合スペースは必要最小限とすること、そして議場は常設にしないで休会時には多目的に利用できるようにすることなど、こういった項目を並べた上で、修正した基本構想と合わせて答申する形で考えている。

今回の第6回検討委員会において、答申書の案について御審議いただきたい。次回検討委員会の日程としては11月7日（火）の午後2時からの開催を予定している。出席できない委員については書面協議によりお願いしたい。

その後のスケジュールとしては、11月9日か10日頃に委員長から町長への答申、そして11月13日から22日までの10日間を掛けてパブリックコメントを実施したいと考えている。

なお、パブリックコメントを実施することについて事前に町民の皆さんに周知しなければなりませんので、11月初めの「広報のへじ」配付と合わせて、毎戸チラシを配付したい。

答申を行う前に、チラシを配布することになりますが、パブリックコメントの受け付けは、あくまでも答申した後の11月13日からとなりますので、御理解をいただきたい。

3. 閉会

以上